

大磯町既存住宅断熱リフォーム補助金

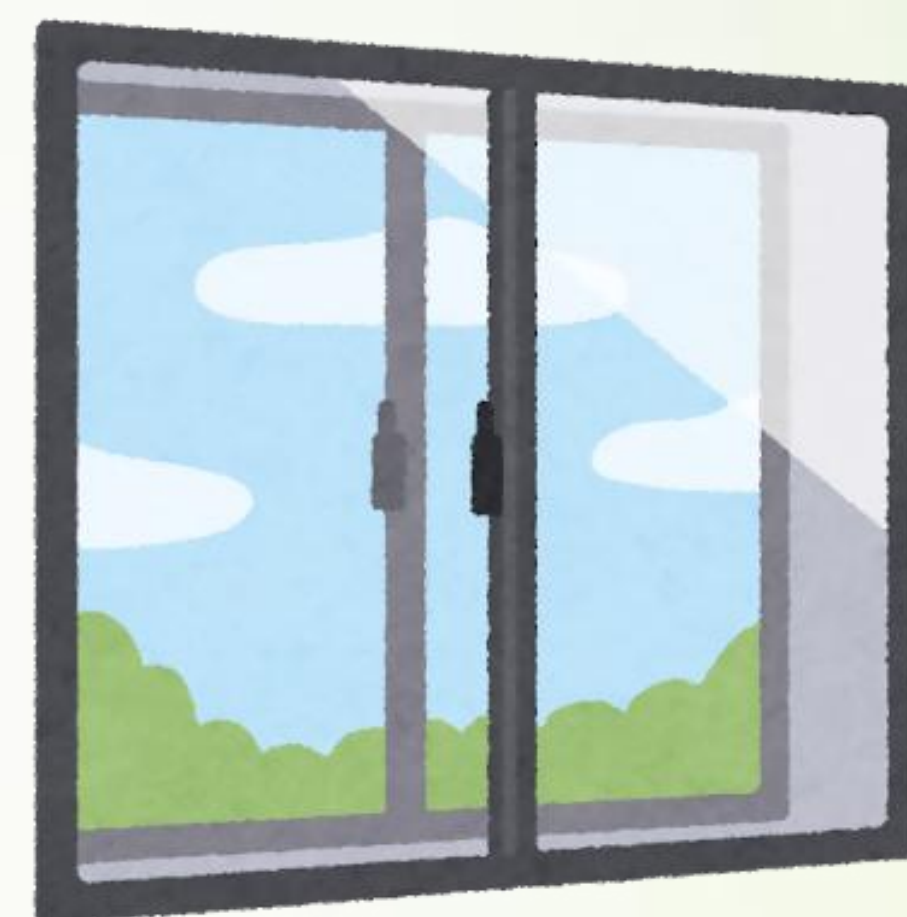


地球温暖化対策の一環として、自ら居住又は居住を予定している既存住宅の断熱リフォームを実施する場合の「断熱リフォームに係る費用の一部の補助」を行います。

※断熱リフォームとは、住宅の天井、壁、床又は開口部の断熱施工（窓の交換、内装設置、ガラスの交換等）を行うことで、「外気の温度や熱を室内に伝えにくくする住宅の改修」のことです。

①（対象事業経費）

- 材料費：事業の実施に必要な建築材料の購入に要する経費
- 工事費：事業の実施に必要な工事に要する経費



②（補助対象者）

- 大磯町に居住している者又は居住する予定の者で、補助事業完了時に大磯町に住民登録があること
- 補助金の交付申請時に、町税を滞納していないこと
- 当該年度内に、補助対象事業が完了していること

③（補助金額）

- 断熱リフォームに要した額（税抜）の3分の1
※（国等の補助金を使用している場合は、その補助金交付金額を差し引いた金額の3分の1）
- 上限額 50,000円

【問合せ】大磯町 産業環境部 環境課（環境・エネルギー係）

TEL : 0463-72-4438 Email : kankyo@town.oiso.kanagawa.jp